

平成 30 年 2 月

各 位

大阪市都市計画局
建築指導部建築確認課

共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分について

大阪市建築基準法取扱い要領（平成 29 年 4 月 1 日改訂）3－5「共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分」において「区画されたメールコーナー」は容積率算定の対象となるものとしていますが、平成 29 年 11 月 10 日国住街第 127 号により宅配ボックス等を設置した場合の法第 52 条第 6 項の規定の運用について通知されたことから、今後は共同住宅の共用廊下と一体の宅配ボックス設置部分については、共用の廊下と同様に容積率算定の対象外として取扱うこととします。